

長崎県高齢者居住安定確保計画

(第5版)

令和7年3月

長 崎 県

<目次>

第1章	長崎県高齢者居住安定確保計画について	1
1.	計画の背景と目的	1
2.	計画の位置付けと計画期間	1
第2章	長崎県の高齢者を取り巻く現状と課題	2
1.	高齢者の状況	2
2.	高齢者の住まい等の状況	7
3.	高齢者向け住宅の供給目標の達成状況	10
4.	高齢者を取りまく課題	10
第3章	高齢者の居住安定確保に向けた基本的方針	12
1.	基本理念と方針	12
2.	高齢者の居住安定確保のための目標	12
第4章	高齢者の居住安定確保に向けた取り組み	13
1.	目標を達成するための具体的施策	13
1-1.	目標1：高齢者の多様なニーズに応じた住まい等の確保	13
1-2.	目標2：高齢者の生活支援サービスの充実と質の確保	15
1-3.	目標3：高齢者を地域で支えるためのコミュニティづくり	18
2.	高齢者向け住宅の供給目標	20
第5章	計画の実現に向けて	21
1.	計画の推進体制	21
2.	計画の進行管理	21
資料編		22
	用語解説	22

第1章 長崎県高齢者居住安定確保計画について

1. 計画の背景と目的

長崎県において、急速に進展する高齢化の中で、高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、生活の基盤となる住宅や老人ホームなどについて、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、県民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることが重要です。

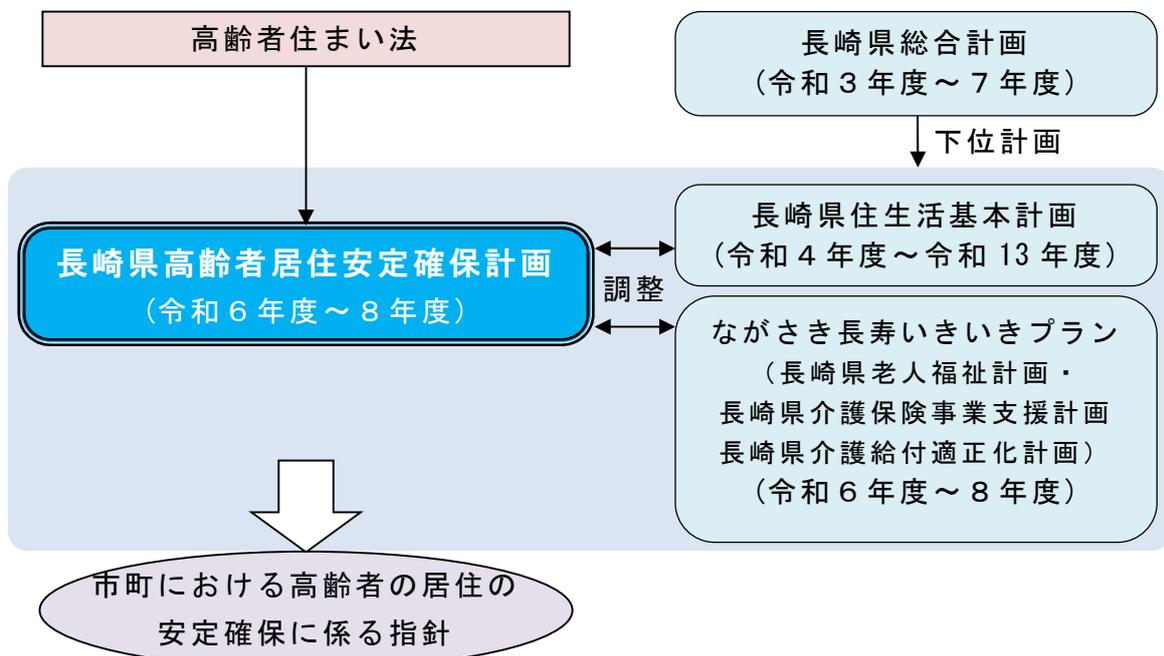
そのため、本県においては住宅施策と福祉施策がより一層連携し、様々な課題に対して、総合的かつ計画的に取り組む、高齢者の居住安定確保に向け、基本的な方針と実現のための施策を示し、高齢者を地域で支える仕組みを構築します。

2. 計画の位置付けと計画期間

本計画は、「長崎県住生活基本計画」及び、「ながさき長寿いきいきプラン（長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画・長崎県介護給付適正化計画）」と調和を図り、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法 平成13年4月6日 法律第26号）第4条の規定に基づく「高齢者居住安定確保計画」として策定しています。

そのため、計画期間を令和4年度から令和13年度までとする「長崎県住生活基本計画」と、計画期間を令和6年度から令和8年度までとする「ながさき長寿いきいきプラン（長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画・長崎県介護給付適正化計画）」との整合性を図るために、本計画は計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画の位置付けと計画期間



第2章 長崎県の高齢者を取り巻く現状と課題

1. 高齢者の状況

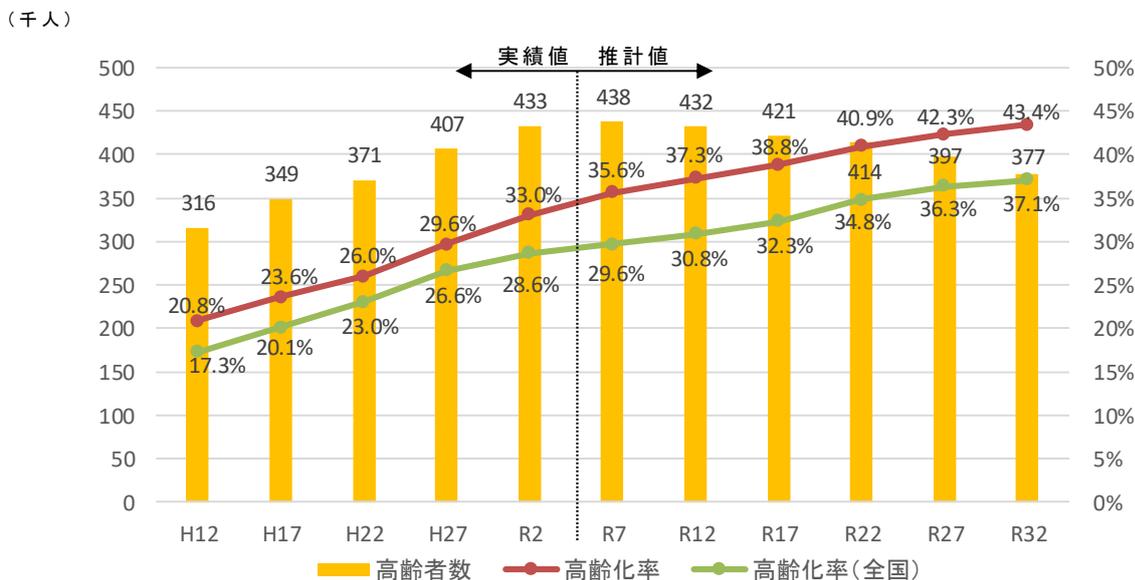
(1) 高齢者数の推移

長崎県の高齢者（65歳以上）数は、令和7年度頃に約44万人とピークを迎え、以降は減少すると推定されています。

一方で、後期高齢者（75歳以上）数は、令和7年以降も一定数増加を続け、令和17年頃にピークの約27万人（総人口比24.7%）に達する見込みです。

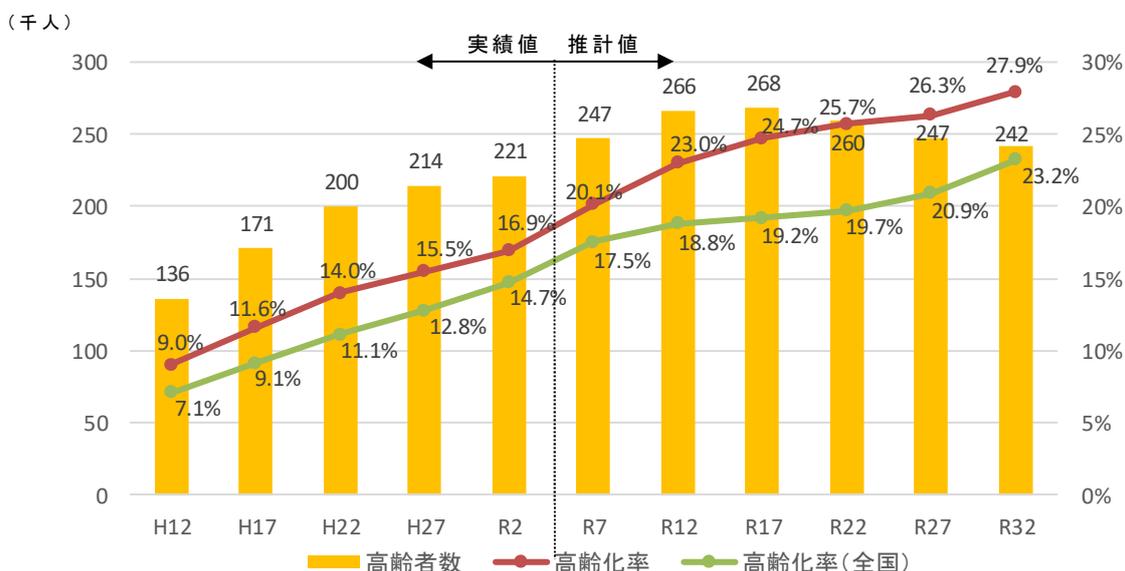
今後、老年人口は減少に転じるものの、少子化の影響から高齢化率は上昇を続け、令和22年には、県内の総人口に対し約4割が高齢者になると見込まれています。

■長崎県の高齢者（65歳以上）数の推移



資料：(H12～R2年) 国勢調査、(R7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所推計値

■長崎県の後期高齢者（75歳以上）数の推移



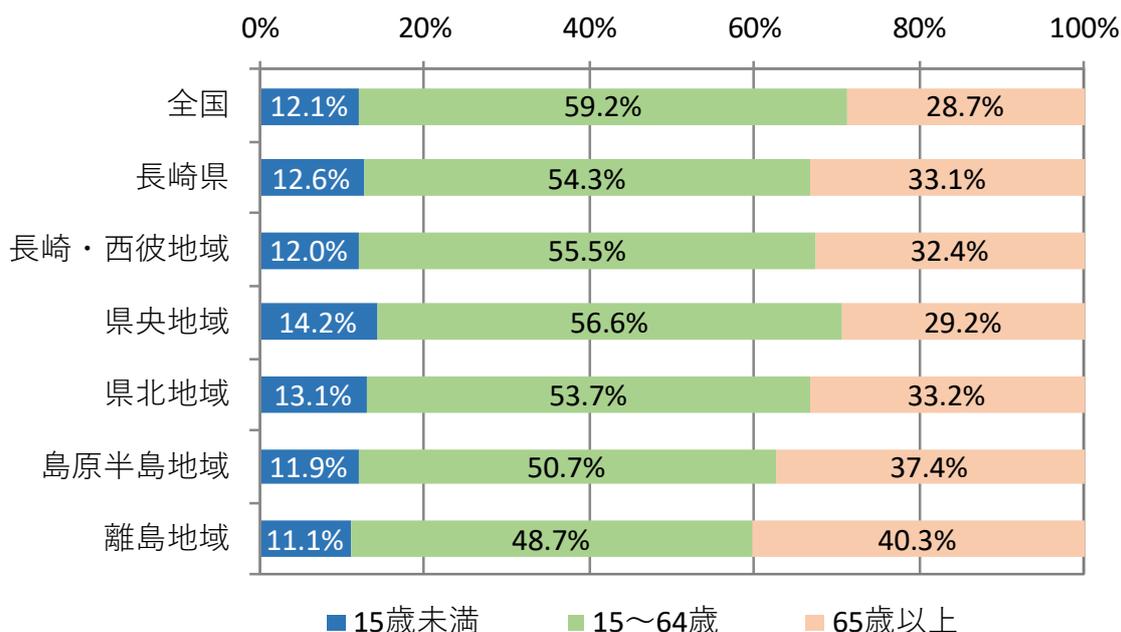
資料：(H12～R2年) 国勢調査 (R7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 地域別高齢者の状況

令和2年の高齢化率は、離島地域が40.3%、島原半島地域が37.4%であり、他の地域より高い割合となっています。

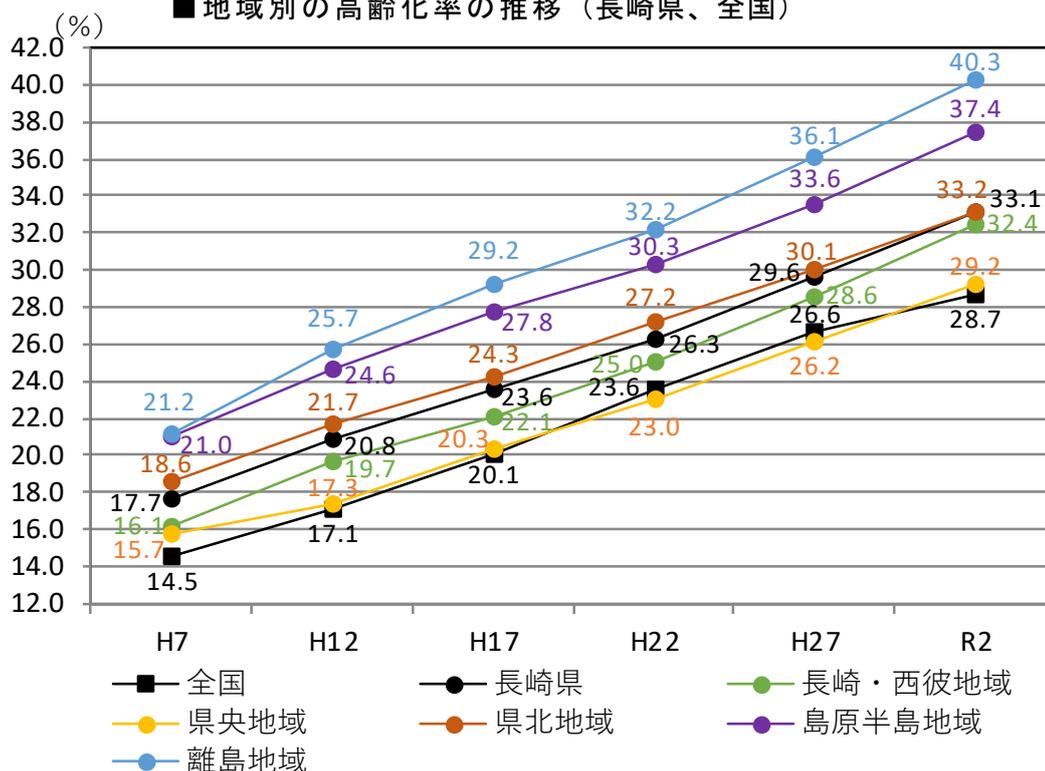
平成17～27年は、県央地域以外において全国を上回る高齢化率で推移していましたが、令和2年は全ての地域で全国を上回っています。

■地域別年齢3区分別人口構成比（R2年）（長崎県、全国）



資料：R2 国勢調査（年齢別人口及び構成割合は「年齢不詳」を除いて算出）

■地域別の高齢化率の推移（長崎県、全国）



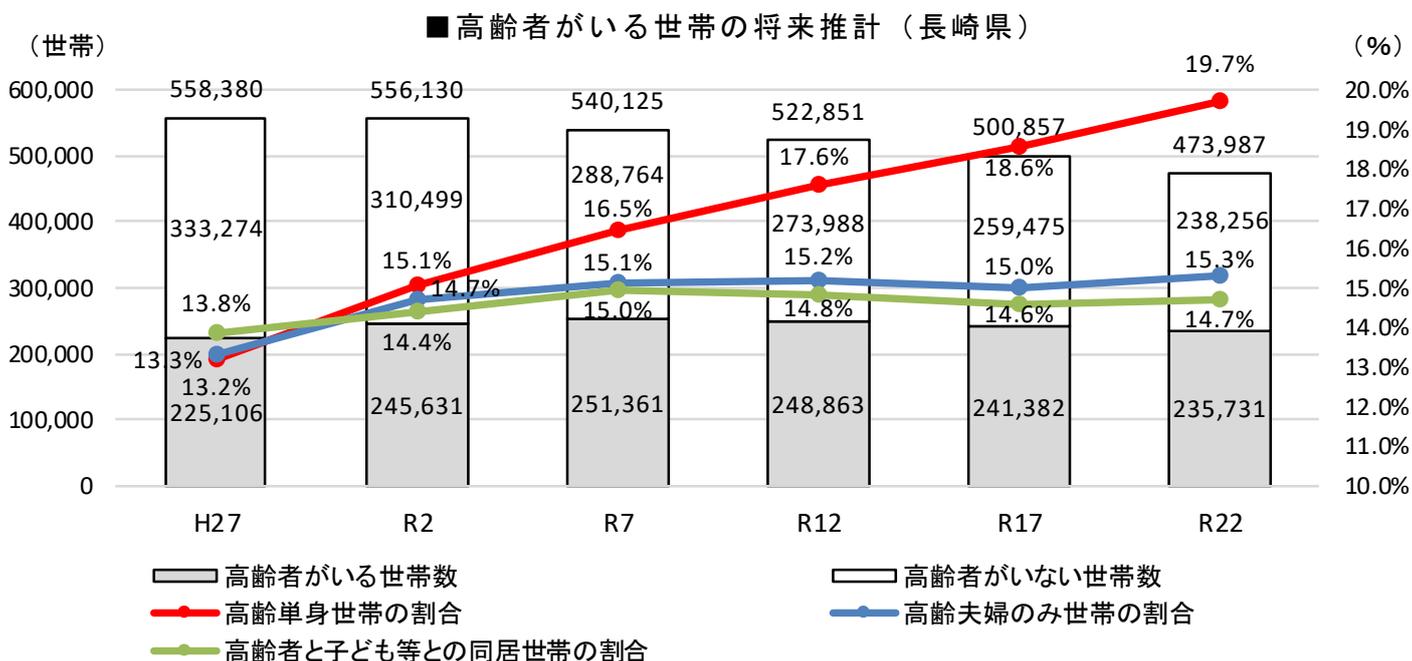
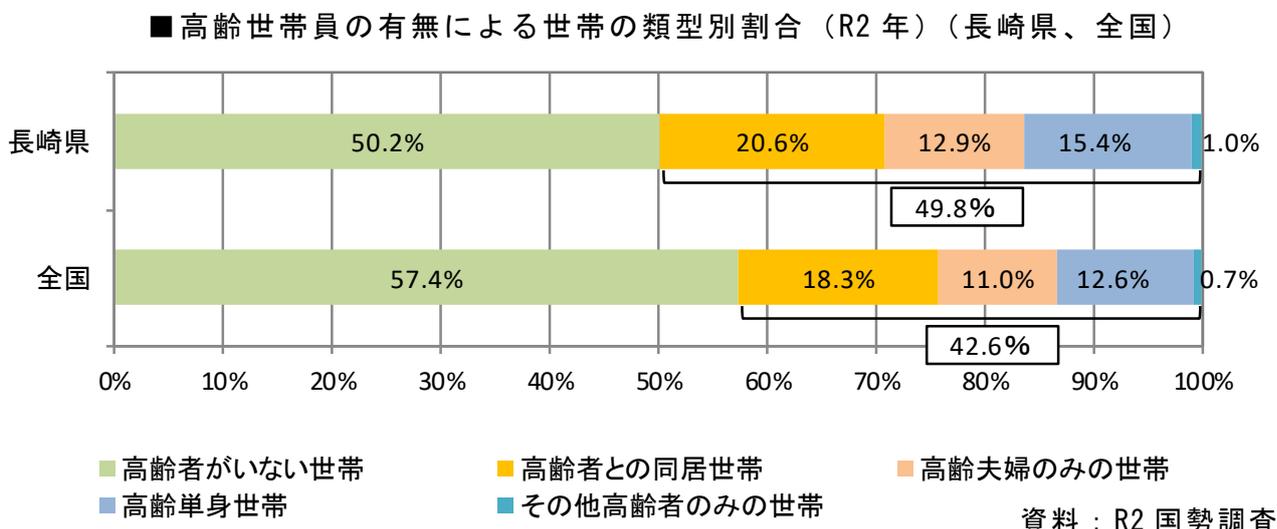
資料：R2 国勢調査（年齢別人口及び構成割合は「年齢不詳」を除いて算出）

(3) 高齢者世帯の状況

本県の令和2年における高齢者のいる世帯の割合は49.8%であり、全国の42.6%より高い割合となっています。高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者との同居世帯、高齢夫婦のみの世帯、高齢単身世帯のいずれも、全国より高い割合となっています。

令和2年の高齢者がいる世帯数は、245,631世帯となっています。令和7年まで当該世帯は増加し続けますが、以後は減少に転じる見込みです。また、令和2年の高齢単身世帯の割合は、15.1%となっています。今後も当該割合は増加し続け、令和22年は19.7%となる見込みです。

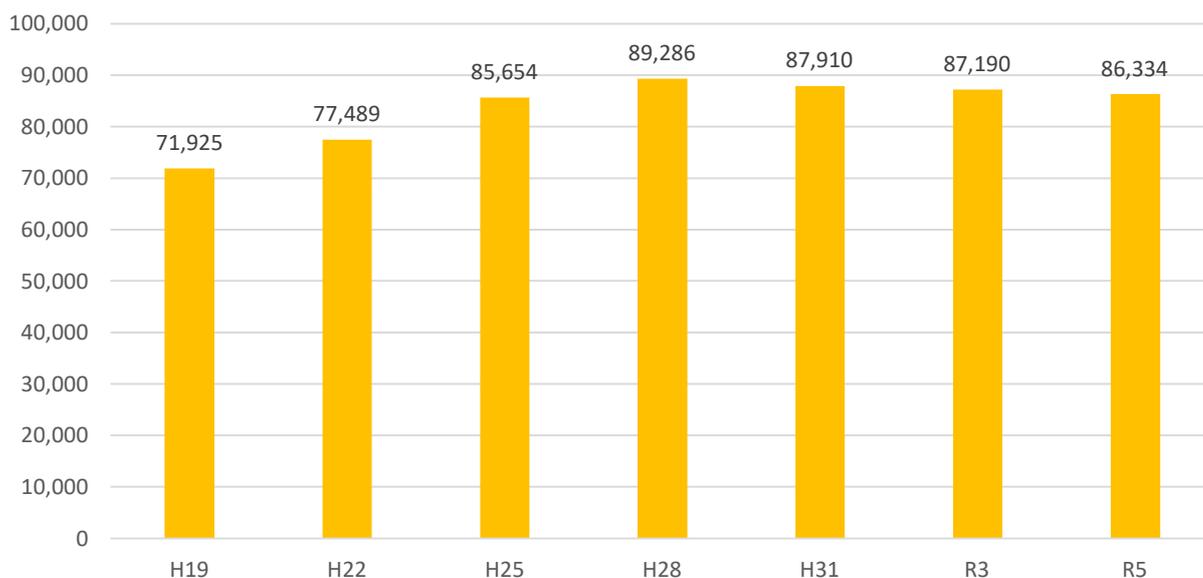
高齢単身世帯の割合は、高齢夫婦のみ世帯、高齢者と子ども等との同居世帯と比べ、急速に高まっていくことが予測されています。



(4) 要介護・要支援者の状況

県内の65歳以上の要介護・要支援認定者数は、平成28年をピークとして、令和5年には、86,334人と微減していますが、要介護のリスクの高い後期高齢者人口は今後も一定期間増加する見込みであるため、要介護度別認定者数もそれに伴い増加していく可能性があります。

■ 長崎県の要介護認定者数（第1号）の推移（各年3月末現在）（単位：人）



資料：令和6～8年度 ながさき長寿いきいきプラン

■ 長崎県の要介護度別認定者数（第1号）の将来推計（単位：人）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要支援1	10,770	10,763	10,829	10,922	11,946
要支援2	12,450	12,507	12,596	12,675	13,960
要介護1	21,215	21,480	21,684	21,867	24,761
要介護2	13,851	13,986	14,152	14,270	16,326
要介護3	11,746	11,843	11,981	12,100	14,026
要介護4	10,977	11,183	11,308	11,408	13,291
要介護5	6,254	6,328	6,390	6,455	7,387
計	87,263	88,090	88,940	89,697	101,697

資料：令和6～8年度 ながさき長寿いきいきプラン

(5) 認知症高齢者の状況

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数は平成 24 年では、65 歳以上の 7 人に 1 人であったものが、令和 7 年では 5 人に 1 人となり、約 84,000 人になるものと予想されています。

■ 長崎県における認知症高齢者の将来推計
(各年齢の認知症有病率が一定の場合)

	H27	R2	R7	R12	R22
総人口 (千人)	1,377	1,321	1,258	1,192	1,054
高齢者数 (千人)	408	436	442	437	417
高齢化率 (%)	29.6	33.0	35.1	36.7	39.6
有病率 (%)	15.7	17.2	19.0	20.8	21.4
認知症患者数 (千人)	64.1	75.0	84.0	90.9	89.2

資料：令和 6～8 年度 ながさき長寿いきいきプラン

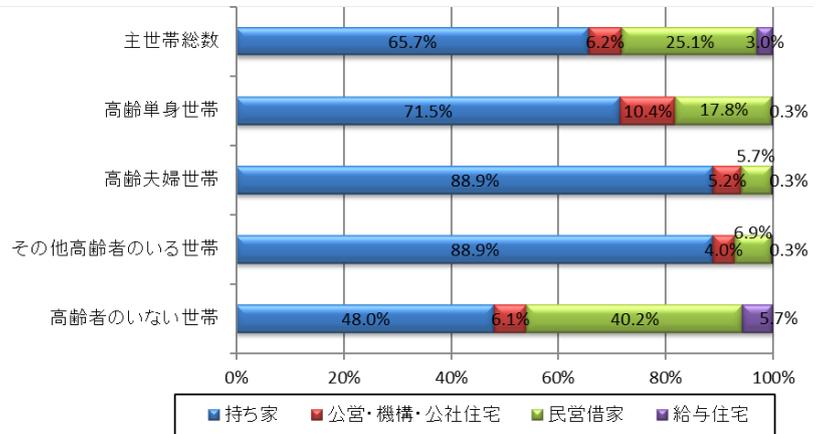
2. 高齢者の住まい等の状況

(1) 所有関係

県内の高齢者世帯は持ち家率が非常に高くなっており、単身世帯では71.5%、夫婦世帯では88.9%となっています。一方で、高齢者のいない世帯は48.0%にとどまっています。

また、高齢単身世帯の「公営・機構・公社住宅」の割合が他の世帯に比べ高くなっていきます。

■長崎県の高齢者世帯の住宅の所有関係



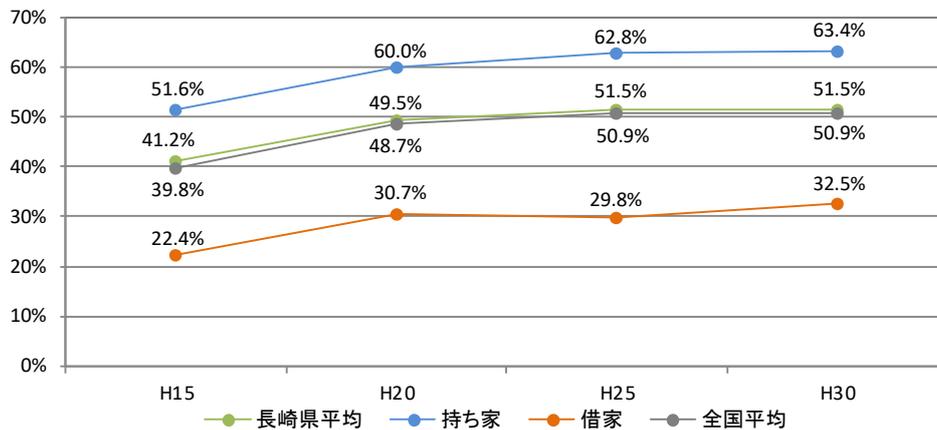
資料：R2 国勢調査

(2) 高齢者対応（バリアフリー化）の状況

高齢化等のための設備は、全住宅の51.5%に設置されており、全国の50.9%と同程度になっています。設置率は、持ち家で63.4%、借家で32.5%となっており、借家で低い割合となっています。

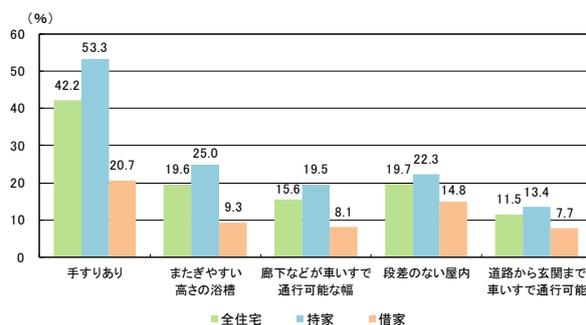
設備状況をみると、手すりを設置している割合は、持ち家で55.0%、借家で22.9%となっており、ほかの設備と比べ、持ち家と借家の差が大きくなっています。

■高齢者等のための設備のある住宅の推移（長崎県・全国）

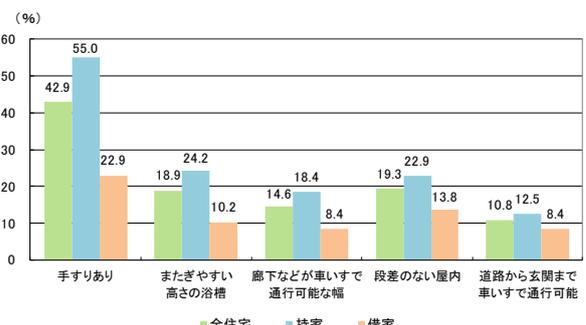


資料：住宅・土地統計調査（長崎県）、長崎県住生活基本計画をもとに作成

■高齢者等のための設備状況（H25年）（長崎県）



■高齢者等のための設備状況（H30年）（長崎県）



資料：住宅・土地統計調査（長崎県）、長崎県住生活基本計画をもとに作成

(3) 高齢者向け住宅の状況

長崎県の高齢者向け住宅は、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け賃貸住宅が令和5年度末時点で6,404戸、有料老人ホームをはじめとした生活支援サービスのついた施設が令和5年度4月1日時点で8,663人、合計すると約15,067戸（生活支援サービスのついた施設は定員1人を1戸と換算）となっています。

■ 高齢者向け賃貸住宅の状況（令和5年度末）

種別		戸数
ケア付き公営住宅	シルバーハウジング	74
	緊急通報付き住戸	3,103
サービス付き高齢者向け住宅		3,060
地域優良賃貸住宅(高齢者型)※		136
計		6,373

資料：長崎県

※サービス付き高齢者向け住宅の戸数は、地域優良賃貸住宅（高齢者型）と重複した戸数は除く。

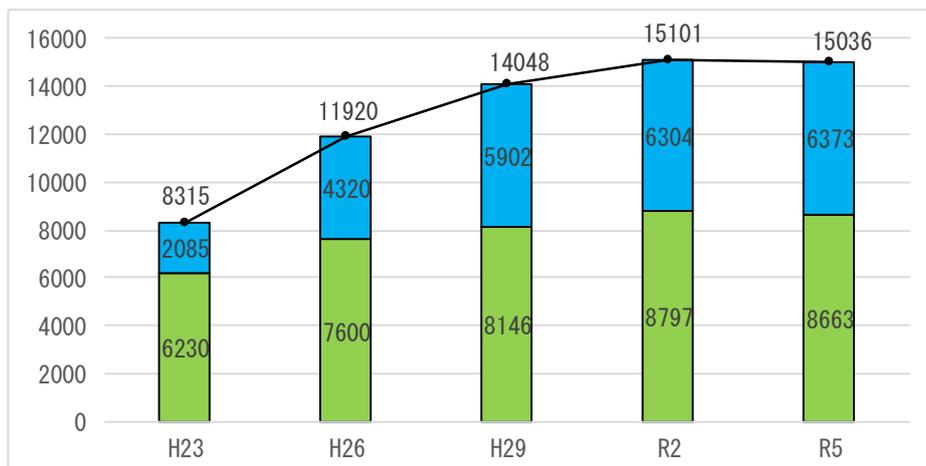
■ 生活支援サービスのついた施設の状況（令和5年4月1日現在）

種別	定員
養護老人ホーム	1,710
軽費老人ホーム（A型）	300
軽費老人ホーム（ケアホーム）	1,490
生活支援ハウス	397
有料老人ホーム	4,766
計	8,663

資料：令和6～8年度 ながさき長寿いきいきプラン

■ 高齢者向け住宅の供給実績の推移

	H23	H26	H29	R2	R5
高齢者向け賃貸住宅	2,085	4,320	5,902	6,304	6,373
生活支援サービスのついた施設	6,230	7,600	8,146	8,797	8,663
計	8,315	11,920	14,048	15,101	15,036

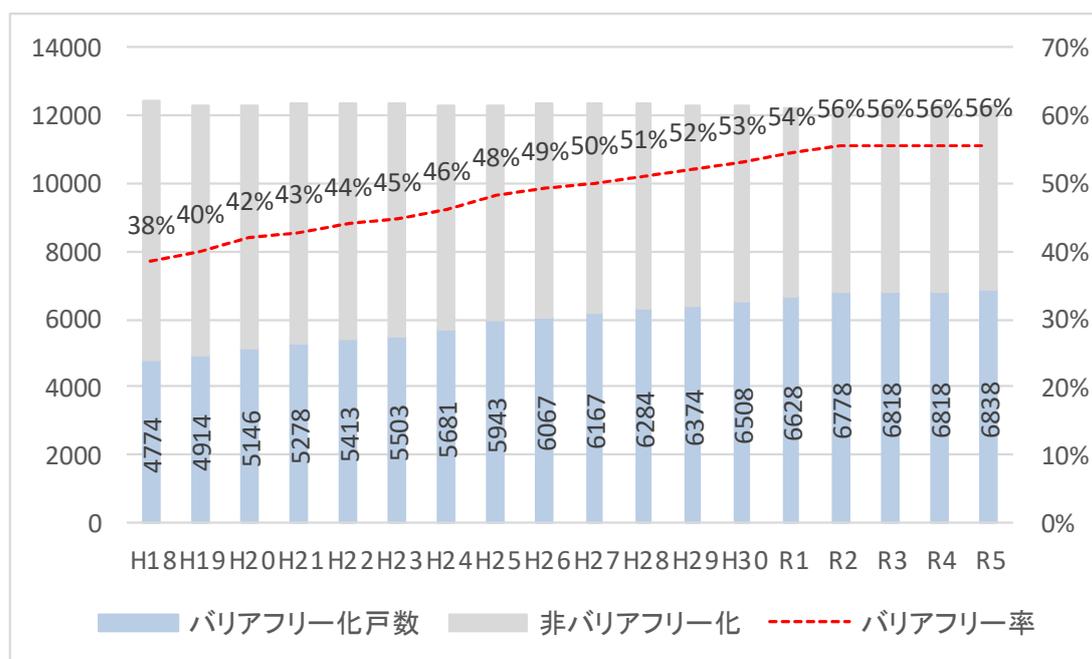


(4) 公営住宅の高齢化対応（バリアフリー化）の状況

県営住宅のバリアフリー化率は、平成18年以降増加し続け、令和5年で56%となっています。

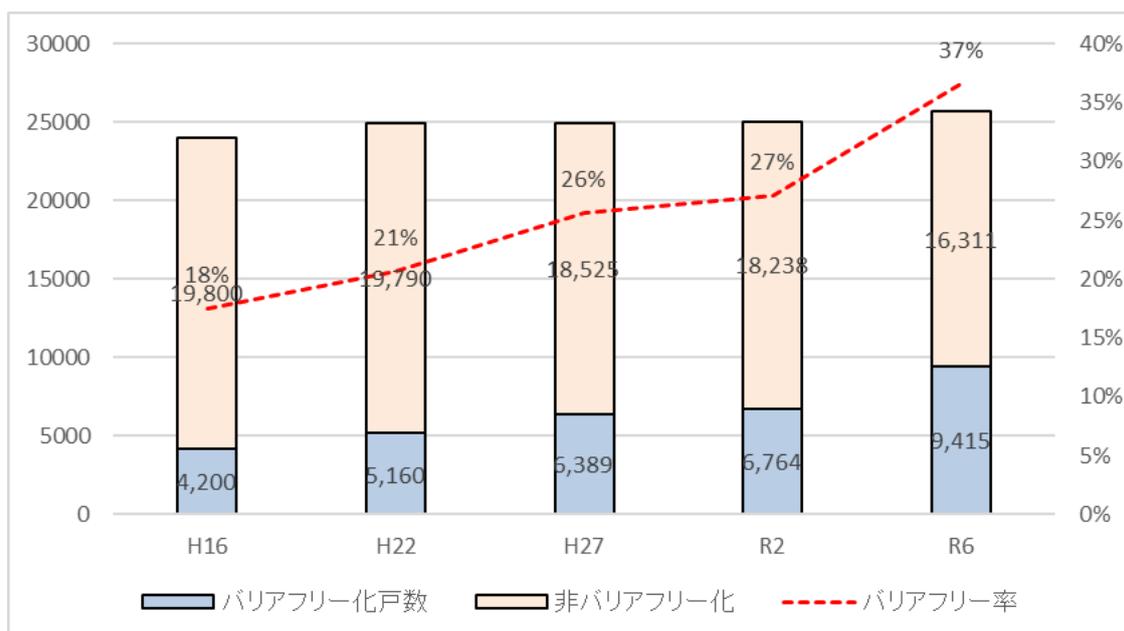
また、市町公営住宅の令和6年のバリアフリー化率は37%であり、徐々にバリアフリー化が進んでいます。

■ 県営住宅のバリアフリー化の推移（長崎県）



資料：長崎県

■ 市町公営住宅のバリアフリー化の推移（長崎県）



資料：長崎県

3. 高齢者向け住宅の供給目標の達成状況

県内の高齢者向け住宅(高齢者向け賃貸住宅及び生活支援サービスのついた施設)を、令和3年から令和5年の計画期間に714戸新規供給するという目標に対して、供給戸数の増加はありませんでした。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の施設において、コロナ禍の影響を受けた経営不振や入居者の減少、介護職員の人手不足等による廃止が目立ちました。目標達成には、さらなる促進を図る必要があります。

成果指標	策定時目標	R5実績
高齢者人口に対する 高齢者向け住宅の割合	3.6%	3.4%
新規供給戸数	714戸	0戸

4. 高齢者を取りまく課題

(1) 増加する高齢者や要介護者等への対応

長崎県の高齢化率は、全国平均を大きく上回って推移しています。高齢者のいる世帯の割合も全国より高い割合となっており、特に高齢単身世帯の割合は、今後、急速に高まっていくことが予測されています。また、要介護認定者数や認知症高齢者数も今後、増加することが予測されています。

高齢化の進展、特に介護が必要な高齢者や単身高齢者の増加は、今後も医療・介護サービス需要と社会保障費の増大をもたらすと考えられます。

高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り健康で快適に暮らしつづけることができるよう、地域において医療、介護、生活支援サービス等が提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、介護予防、健康増進、多世代交流等を促進し、高齢期の自立した生活を支える地域と住まいの整備が求められています。

(2) 高齢期の生活に適した性能を持つ住宅の確保

高齢者のいる世帯のうち7割以上が持ち家に居住している。持ち家のうち約6割は一定のバリアフリーの条件を備えているが、その内訳は手すりの設置が主で、他の高齢者向け設備の設置は2割程度と、遅れている状況にあります。

一方で、持ち家世帯の約4割はバリアフリーの配慮がなく、昭和56(1981)年前に建築された建物の場合には耐震性も現行の基準を満たしていない可能性があります。また、断熱性能や設備等の面において劣っているものと考えられます。

高齢者の多くは、介護が必要になったとしても、自宅での居住の継続を望んでおり、退職後の長期にわたる期間を、健康で快適に暮らし、介護サービスの利用が必要となったとしても可能な限り住み続けられるような住まいの備えが求められています。高齢者が住み慣れた住宅で住み続けるためには、住宅のバリアフリー化、耐震化、断熱化等の高齢期の生活に適した性能を持つ住宅の確保が必要です。

(3) 多様なニーズに対応できる住まい等の普及

高齢者世帯の増加に加え、介護サービス等を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、高齢者のニーズに適した住宅や施設の確保が必要です。

高齢期の快適で自分らしい生活を楽しむためには、趣味や外出、交流など高齢期の豊かな生活を送るための場として活用できる住まいに転換していくことが求められます。

一方で、高齢期の住まい方としては、自宅に住みつづけるのとは別に、立地のよいマンション等への住替え、UJIターンによる移住など、適所に住替える選択もあります。また、虚弱期に備えた住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の選択肢も増えていきます。それぞれの世帯の状況に応じた住まい・住まい方を選択することが重要です。高齢者のニーズや自らの心身の状況に応じた住まいで暮らせるように支援することが求められます。

第3章 高齢者の居住安定確保に向けた基本的方針

1. 基本理念と方針

急速な高齢化と高齢者を支える現役世代の人口減少という社会情勢において、本県における高齢者の住まいの安心を確保していくためには、高齢者が住み慣れた地域の中で、安全に安心して住み続けることができるような環境を整備していくことが重要です。

特に高齢者世帯では、家族の小規模化などにより、家族による介護等が見込めない状況であり、高齢者のニーズに適応した高齢者の住まいの供給に併せ、高齢者の住まいにおける適切なケアが必要となります。

そのため、本計画では「高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられる長崎県」を基本理念とし、高齢者が安心していきいきと暮らしていける社会の実現に向けて、住宅施策と福祉施策の連携の充実、強化を図り、各々の施策を総合的に推進することにより、高齢者の居住の安定確保に取り組みます。

2. 高齢者の居住安定確保のための目標

基本理念・方針を踏まえ、高齢者の居住安定確保を推進するために、以下の3項目の目標を設定します。

○目標1：高齢者の多様なニーズに応じた住まい等の確保

○目標2：高齢者の生活支援サービスの充実と質の確保

○目標3：高齢者を地域で支えるためのコミュニティづくり

第4章 高齢者の居住安定確保に向けた取り組み

1. 目標を達成するための具体的施策

1-1. 目標1：高齢者の多様なニーズに応じた住まい等の確保

(1) 高齢者向け賃貸住宅の供給

① 民間高齢者向け生活支援サービス付き賃貸住宅の供給促進

高齢者等については、適切な住宅の確保のみでなく、住生活の安心を支えるサービスの提供が求められています。そのため、生活支援サービスや介護サービス等の提供及び充実に向けては、福祉部局との連携が不可欠であるとともに、民間活力の導入が必要であり、高齢者等の個々の実情に応じた適切な支援が受けられるよう、福祉部局や住宅・福祉関連の民間事業者との連携の強化に努めます。

今後は高齢者のみの世帯の増加に伴い、高齢夫婦のみの世帯や高齢単身者等が、必要に応じて医療・福祉施設や利便施設等が充実した地域に転居するケースも増加すると想定されています。法改正により、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の新規供給は行われませんが、既存の住宅については引き続き、適正な管理・運営を支援します。また、民間賃貸住宅市場において、生活支援サービスの提供が受けられるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが求められます。サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するために、住宅関連事業者に対し、補助事業や融資制度、税制等について情報を提供し、供給や登録を促進します。

さらに、令和7年度には改正セーフティネット法が施行され、新たに「居住サポート住宅」が新設されました。今後は民間事業者や居住支援協議会、居住支援法人と連携しながら、既存のセーフティネット住宅の登録に加え居住サポート住宅の認定に向けて情報提供を行い、高齢者に提供可能な賃貸住宅の供給を推進します。

② 公営住宅の供給・活用

ある程度の自立が可能で所得の低い高齢者は、上記のサービス付き高齢者向け住宅や後述する有料老人ホーム等に入居することが困難となる状況が見られるため、公営住宅においては、住戸のバリアフリー化やエレベーター設置及びキッチン・浴室・洗面室の3か所の給湯を1台でまかなう3か所給湯などの高齢者対応を進めるとともに、優先入居枠の確保などの入居制度の適正化を図っていきます。

また、市町営住宅においても、公営住宅長寿命化計画等に基づく適切なバリアフリー化の推進を促します。

県営住宅においては、75歳以上の高齢者で単身世帯の入居者に対して、平成23年度より指定管理者による見守りサービス制度を導入し、入居者の安否確認などのサービスに取り組んでおり、今後は更なるサービスの充実を図り、より安全で安心な県営住宅におけるソフト面での住環境整備を積極的に推進します。

③ 公的住宅供給に向けての地域づくり・まちづくりへの貢献

公的住宅供給にあたり、高齢者対策等の先導的な政策性・テーマ性を有するモデル的な取り組みを支援するため、県は市町と連携して積極的にこれを推進・支援していきます。

一方、医療・福祉施設や店舗等の生活利便施設に近接した高齢者向け住宅の供給が求められていることから、既存公営住宅の建替えの際には、必要に応じて「生活支援施設併設の公的賃貸住宅」等の供給を図ります。

(2) 生活支援サービスのついた施設（老人ホーム等）の供給

① 自立もしくは軽度の支援が必要な高齢者のための施設の充実

65歳以上で環境上の問題があり、かつ経済的に困窮し、自宅において生活することが困難な高齢者を入所対象とする施設である養護老人ホームは、入所者の高齢化により介護が必要な方が増えてきていることから、介護保険給付の適用施設への全部又は一部の転換を促進します。

軽費老人ホームは、60歳以上で、身体機能の低下や高齢などのため自立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を入所対象とする施設で、全室個室化された「ケアハウス」と呼ばれる類型のみ、必要に応じて適切に整備します。その他の類型については、居住環境改善のためケアハウスへの転換を推奨します。

② 有料老人ホームの適正運営等

有料老人ホームの設置にあたっては「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、計画段階から、立地条件・設備・サービス内容等について、市町及び県と協議を行っています。特に、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける有料老人ホームの設置については、軽度要介護者の受け皿として期待されており、市町と事業者との事前協議をもとに、市町における利用見込者数を踏まえ、市町と連携し適正な整備を図ります。

また、有料老人ホームの定義に該当する施設については、老人福祉法に基づき適正な業務運営がなされるよう必要な指導を行います。

(3) 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備

① 高齢期に向けた早めの住宅改修等の推進

県民が高齢期も健康で快適な住まいで過ごすことが出来るよう、高齢期の住まいの備えに関する国のガイドラインや、住まい方の選択時等に必要となる資金についてリバースモーゲージ等の情報を県が普及・啓発することにより、早めの住宅改修等のメリットなど、将来の暮らし方のイメージを県民自らが考え、判断できる機会の提供を図ります。

② 低家賃の高齢者向け住宅の普及促進

既存住宅を活用して新設住宅よりも低廉な高齢者向け住宅の供給が進むよう、セーフティネット住宅等の登録促進や既存住宅の改修整備に対する補助金等の各種支援制度の周知を行います。

③ 良好な温熱環境を備えた住宅の普及活動との連携

健康に資する住宅を普及するため、健康省エネ住宅づくりを目標に活動する県下の組織と連携し、県民への必要な情報の周知活動等を行います。

④ 住宅・居住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

民間住宅では、持ち家に比べ借家の改善が進んでいないことから、借家所有者に対する啓発や情報提供、相談体制等、バリアフリー改善の促進に向けた施策の充実を図ります。

また、今後増えることが予想される認知症の方にも対応した住宅・住環境が必要となります。記憶に頼らなくても行動できる空間づくりや明度のコントラストを強くした色彩計画など、認知症の方にもやさしいデザインの普及・推進に務めます。

(4) 居住の継続又は住み替えへの支援

① 住み替えの支援体制の充実

住宅部局と福祉部局や関連団体等との連携により、高齢になっても「住み続けたい」と希望する人には出来るだけ在宅で自立した生活ができるよう、また、住み替えを希望する人には円滑な住み替えと適切な生活支援が提供されるよう、さらに、心身機能の低下に伴い、適切な介護や介助が受けられる住宅（サービス付き高齢者向け住宅又は施設）に住み替える必要が生じた人には円滑な住み替えが可能となるよう、関連部局や民間の関連団体、居住支援法人等との連携による住み替えの支援体制の充実を図ります。

また、住み替え後の空き住戸の活用方策や処分方法などの相談への対応も含めて相談体制の充実を図ります。

1-2. 目標2：高齢者の生活支援サービスの充実と質の確保

(1) 住宅セーフティネットの充実と住生活の支援

① 公的住宅等の適切な整備と維持管理

市町との連携により、一定の質が確保された公的賃貸住宅を適切に供給します。

② 住宅確保要配慮者への居住支援の充実

住宅を自力で確保しにくい低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て家庭、更生保護対象者、その他住宅の確保に特に配慮を必要な方等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、これら世帯に対し公的賃貸住宅に限らず、セーフティネット住宅や居住サポート住宅等の民間賃貸住宅も活用した居住支援の充実を図ります。

③ 市町単位の居住支援協議会設置の促進

県全体における民間賃貸住宅への入居支援や入居後の居住支援を行う「長崎県居住支援協議会」の活動に加えて、地域の状況や課題等に応じた様々な住まいの課題解決のためには、各市町において居住支援協議会を設けることが効果的です。令和7年度には、各市町単位での居住支援協議会の設立が努力義務となるため、市町の居住支援協議会設立に向けた勉強会等を実施するなど、市町の協議会設立を促します。また、居住支援法人は入居相談・マッチング・見守り等の取組を進めており、これらの活動を支援すると共に、居住支援法人の指定数の増加に努めます。

(2) 介護サービスの充実

① 居宅（介護予防）サービス

高齢化の進展などにより、ほぼすべてのサービスで増加が見込まれており、さらに高齢者のライフスタイルの多様化に伴い、特定施設入居者生活介護など、多様な高齢者向け住まいに応じた介護のニーズが高まっていることから、特定施設の指定に際しての事前協議制を通じて、地元市町と連携し適正な整備に努めます。

また、在宅における医療系サービスの需要の増加が見込まれるため、訪問看護等、在宅利用者の状況に即したサービスが提供できるよう医療・介護の連携に努めます。

さらに、介護予防訪問リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションをはじめとする介護予防サービスの提供が円滑に進むよう、地域包括支援センター等に対する情報提供や助言など支援を行います。

② 地域密着型（介護予防）サービス

地域包括ケアシステムの構築のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの複合的な機能を持つ地域密着型サービスの整備を支援し、さらなる普及に努めます。普及が重要であることから、地域密着型サービスの提供が円滑に進むよう、施設整備に対する助成など必要な支援を行います。

離島などでは将来的な人口減少が見込まれ、新たな施設整備は困難な地域が多いため、受け皿として小規模多機能型居宅介護施設等の設置を推進します。

(3) 介護予防の充実

① 市町における地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、要介護状態になった場合でも、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的として市町が実施しています。

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業は、市町が地域の実情に応じて、地域で高齢者を支える多様なサービスとして、創意工夫により実施する事業で、平成29年度からすべての市町において実施されています。

生活支援体制整備については、市町が中心となって、住民やNPO、ボランティア団体、介護サービス事業所、シルバー人材センター等多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築していくことが必要であり、県としては「生活支援コーディネーター」の養成、「協議体」の設置等にかかる支援をはじめ、移動支援や有償ボランティア団体の設立等、住民主体の助け合い活動の創出等にかかる支援を実施しています。

② 地域リハビリテーションの推進

高齢者や障害を持つ方が、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの支援体制づくりを推進しています。

現在、県リハビリテーション支援センター（1か所）及び各老人福祉圏域（8圏域）に地域リハビリテーション広域支援センター（9か所）を指定し、関係者（機関）等の資質向上や連携体制整備に関する取組を推進しています。さらに日常生活圏等の身近な地域において適時適切にリハビリテーション専門職の支援を受けることができるよう、地域の実情に応じたネットワークづくりの推進を図っています。

また、病院や施設に勤務するリハビリテーション専門職及び管理者等に対し、地域リハビリテーションや市町事業（介護予防、地域ケア会議等）への理解促進を図ることにより、リハビリテーション専門職の参画拡大を促進します。

(4) 地域包括支援センターの充実

① 交流拠点等の整備による外出機会の拡大

郊外住宅地の再生に向けた先導的な取組として、公・民・学が連携したプラットフォーム形成をきっかけにUDC(アーバンデザインセンター)の設立を図り、まちづくりに取組みます。また、地域の民間事業者等やNPO法人、大学、地域包括支援センターなどの行政機関のプレイヤーが協力して、既存の空き家等を活用し、地域に開放されたスペースを有する高齢者向け住宅や高断熱モデルハウスの供給、生活支援サービスの提供、子育て世帯向け住宅や交流空間の整備、身近なモビリティの開発等を図ります。これらのまちづくりや交流拠点でのイベント開催等を進めることにより、地域の

住民が交流拠点等へ外出しやすい機会を拡大します。

② 地域包括支援センターの体制・機能強化

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、市町が設置しています。

地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として、高齢化の進展や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、体制や機能の強化を図る必要があることから、専門家派遣や研修等により、地域包括支援センター職員の専門性を活かした、総合相談・支援業務や権利擁護、介護予防ケアマネジメント業務の取組に必要な知識や技術等を習得する機会を提供します。

1-3. 目標3：高齢者を地域で支えるためのコミュニティづくり

(1) 地域で住み続けられる環境整備

① 多重の見守り体制の整備

高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯や認知症など支援を要する高齢者が増加する中、地域の実情に応じた多重的な見守り体制の構築が求められています。

見守りを必要とする高齢者を地域全体で支える安心安全な社会の実現を目指して、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する長崎県見守りネットワーク推進協議会を開催することで、日常的な安否確認から有事の通報・捜索体制まで整えられた多重的な見守り体制の構築・推進を図ります。

(2) 高齢者の生活環境の整備

① 高齢者防火対策の推進

本県における近年の住宅火災による死者の半数以上が65歳以上の高齢者となっています。このため、県においては、各消防本部、関係機関と一体となって住宅火災の予防を図り、火災による死者、特に高齢者死亡の減少を図るため、各消防本部による独居・高齢者宅等の見回り、防火診断、啓発活動に加え、県内すべての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務付けられてから10年以上経過しており、機器の交換等、維持管理の推進を図ります。

② 災害時の高齢者対策の推進

近年、全国各地で発生している豪雨や台風による災害において、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題になっています。

令和3年5月、「災害対策基本法」の改正により、高齢者等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町の努力義務となり個別避難計画の策定率は増加してきているものの、策定率は低い状況にあります。県においても、各市町の進捗状況の確認を行うとともに、市町が限られた

体制の中でできるだけ早期に個別避難計画を作成できるように、先進事例の紹介や専門家の派遣等を行い、市町の計画策定を支援します。

また、有事の際は、災害情報システムにより情報を把握し、関係団体との協定に基づき人材・物資・車両の確保などを支援します。

③ 福祉のまちづくり事業の推進

県においては、「長崎県福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人が安心して暮らせるような豊かな地域社会を実現するため、福祉のまちづくりを推進しています。条例対象施設（特定生活関連施設）の新築等にあたっては、着実にバリアフリー化が進んでいますが、施設の大多数を占める既存の施設のバリアフリー化は十分とは言えないことから、「適合証」の交付や整備基準の遵守を指導することにより、バリアフリー化の促進を図ります。

（3）人材の確保と資質の向上

① 人材の確保と育成

高齢化の進展や生産年齢人口の減少により介護人材不足はさらに深刻になると想定されるため、引き続き取組を強化する必要があるとあり、若い担い手の確保、外国人材の活用、テクノロジーによる生産性向上に重点的に取り組んでいきます。

また、訪問介護の人材不足が大きな課題となっており、訪問介護員の育成や、事業所における確保・定着の取組を支援します。

② 住宅と福祉の両側面の知識を備えた人材の育成

建築士や大工・工務店、不動産事業者などへの福祉の知識、ケアマネジャーや理学療法士、医師などへの住宅の知識の普及を図り、情報提供や講習会を開催するとともに、両者が情報交換や意識共有を行えるような交流の場を設けます。さらに、専門家だけでなく、地域で高齢者に直接接する機会の多い民生委員や自治会等についても、住宅と福祉の両側面の知識の普及を図り、情報提供を行います。

2. 高齢者向け住宅の供給目標

(1) 供給目標の考え方

長崎県住生活基本計画（令和4年6月策定）の成果指標において、県内の高齢者人口に対する高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び生活支援サービスのついた施設）を、令和13年までに高齢者人口の4%分供給することが目標とされています。

上記目標を達成するため、本計画では、令和8年度の高齢者推計人口438千人の3.6%（15,768戸）の高齢者向け住宅の供給を目標とします。

■ 高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び生活支援サービスのついた施設）の供給目標

高齢者向け住宅の名称			令和5年度末供給実績	令和8年度末供給目標	
賃貸住宅	サービス付き高齢者向け住宅等		3,060戸	高齢者人口 に対する高 齢者向け住 宅の割合 3.4%	高齢者人口 に対する高 齢者向け住 宅の割合 3.6%
	ケア付き 公営住宅	シルバーハウジング	74戸		
		緊急通報付き住戸	3,103戸		
	地域優良賃貸住宅（高齢者型）		136戸		
生活支援サービスのついた施設	養護老人ホーム		1,710人		
	軽費老人ホーム（A型）		300人		
	軽費老人ホーム（ケアホーム）		1,490人		
	生活支援ハウス		397人		
	有料老人ホーム		4,766人		
合計(A)			15,036戸		

※生活支援サービスのついた施設は定員1人を1戸と換算

※生活支援サービスのついた施設の供給実績はR5.4.1現在

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

計画の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられる長崎県」の実現に向けて、3つの施策目標を達成するためには、住宅施策と福祉施策が連携して取り組む体制を充実強化することが重要です。

住宅セーフティネット法に基づき設立した、行政機関、宅地建物取引業関係団体、居住支援団体等で組織される「長崎県居住支援協議会」等を活用し、住宅部局と福祉部局が連携した実効性のある取り組みを継続して推進していきます。

2. 計画の進行管理

この計画は、将来の高齢化社会の到来に向けて、令和6年度から令和8年度までの3年間に、実施すべき目標とその目標を達成するための施策を設定しており、住宅部局と福祉部局の連携により、この施策の実施状況を把握すると共に、的確な進行管理を行います。

また、長崎県における将来の高齢者の状況を見守りつつ、社会情勢等の変化に的確に対応するため、「長崎県住生活基本計画」、「ながさき長寿いきいきプラン(長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画・長崎県介護給付適正化計画)」と調和を図りながら、計画の見直しを行っていきます。

資料編

用語解説

<p>ア 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ UDC（アーバンデザインセンター） 課題解決型・未来創造型まちづくりのための公・民・学連携のプラットフォーム。 ・ NPO Non Profit Organization の略称。非営利法人、民間非営利団体のこと。
<p>カ 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス 介護保険制度によって定められたサービスのこと。保険者（市区町村等）から介護が必要と認められた方は、介護保険の給付を受けて介護サービスを利用できる。 ・ 介護専用型の特定施設 介護保険法で定められた特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅）のうち、入居者が要介護者とその配偶者などに限られる施設。 ・ 介護保険制度 高齢者の介護を国民全体で支え合う制度で、公費（国、都道府県、市町村）と被保険者が納付する保険料でまかなわれる社会保障制度のひとつ。 ・ 介護老人保健施設 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、[1]看護、[2]医学的管理での介護、[3]機能訓練その他必要な医療、[4]日常生活上の世話をを行い、在宅の生活への復帰をめざしてサービスを提供する施設。第1号被保険者・第2号被保険者であって、病状が安定期にあり[1]～[3]のサービスを必要とする者が入所対象者となる。 ・ 機構 「独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）」のことで、都市基盤整備公団と地域振興整備公団（地方都市開発整備部門）が統合され、平成16年に設立。 ・ 居住サポート住宅 居住支援法人等が大家と連携し、入居する要配慮者の日常の安否確認や見守り、並びに、生活や心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う賃貸住宅。市町村長（福祉事務所設置）等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき認定する。 ・ 居住支援協議会 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方

	<p>公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住支援法人 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。 ・ 軽費老人ホーム A型 身寄りのない方、または家庭の事情等によって、家族との同居が困難な方を入所対象とする施設。 ・ 軽費老人ホーム ケアハウス 身体機能の低下や高齢等のため独立して生活するには不安が認められる 60 歳以上の方で、家族による援助を受けることが困難な方を入所対象とする施設。 ・ 公営住宅等長寿化計画 老朽化した大量の公営住宅ストックが更新時期を迎えることから、公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現するうえで、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める必要があり、早期の建替や、計画的な修繕・改善の着実な推進計画。 ・ コミュニティ 共同体、地域社会、共同生活体。
サ 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 「高齢者住まい法」の改正によってできた高齢者向けの賃貸住宅制度。安否確認や生活相談といったサービスの提供が義務づけられており、契約者保護の規定も充実させている。 ・ 最低居住面積水準 国が住生活基本法に基づいて定めているもので、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。単身者で25㎡、2人以上の世帯で10㎡×世帯人数+10㎡。 ・ 住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方。 ・ 住宅セーフティネット法 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援を目的として制定された法律。 ・ 主世帯 1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に

2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」としている。

・ **セーフティネット**

もともとは落下防止のために張る安全網をいうが、本文では、安心や生活の安定を支える社会的な保証制度や対策のことを指す。

・ **セーフティネット住宅**

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に規定する、住宅確保要配慮者の入居を拒まず、規模や構造について一定の基準を満たす賃貸住宅として、都道府県知事等が登録した住宅

・ **小規模多機能型居宅介護**

平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、地域密着型サービスのひとつ。介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、主に通所を中心として、顔なじみのスタッフが24時間・365日暮らしを支え、状況に応じて短期間の宿泊や訪問を受けることができる在宅介護サービス。

・ **条例対象施設（特定生活関連施設）**

不特定かつ多数の方が利用する施設であり、長崎県福祉のまちづくり条例でバリアフリーの整備を推進することとしている建築物・道路・公園等の施設の総称。

・ **シルバーハウジング**

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮した仕様・設備の公共住宅（高齢者世話付き住宅ともいう）。ライフサポートアドバイザーを配置し、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮されている。

・ **シルバー人材センター**

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織で、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。

・ **生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）**

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、居住部門、原則として60歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方または家族による援助を受けることが困難な方で、独立して生活することに不安のある方を入所対象とする施設。

・ **生活支援サービス**

高齢者の日常生活をサポートするサービス。サービスの内容は、見守りや安否確認、家事、外出支援、配食サービスなど。

・ **生活利便施設**

	<p>住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストアなど。</p>
タ 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差のない屋内 高年齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないように設計されている場合で、玄関の上り框や階段は、ここでいう段差に含めない。 ・ 地域包括支援センター 地域包括支援センターは、地域の高年齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高年齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町が設置。 ・ 地域優良賃貸住宅（高年齢者型） 高年齢者等、地域において居住の安定に配慮が必要な世帯に供するバリアフリー仕様や緊急通報装置の設置など一定の基準を満たした優良な公的賃貸について、民間事業者が国・県・市町の補助を受けて整備を行う高年齢者向け優良賃貸住宅。 ・ 適合証 長崎県福祉のまちづくり条例施行規則に基づき、整備基準に適合していることを証するもの。 ・ 特定施設入居者生活介護事業所 有料老人ホームや軽費老人ホームが特定施設の指定を受け、その施設に入った利用者に介護サービスを提供する。 ・ 特別養護老人ホーム 身体上若しくは精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な65歳以上の方（特定疾病により要介護状態になった40歳以上の者も含む）を入所対象とする施設（原則「要介護3」以上の認定が必要）。
ナ 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高年齢者グループホーム 要介護の認定を受けた概ね65歳以上の認知症の高年齢者で、家庭環境等により家族での介護が困難で、概ね自立できていて、共同生活を送ることに支障のない方を入所対象とする施設。
ハ 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー 障壁（バリア）をなくすという意味。住宅の床の段差解消や手すり設置、車椅子で通行が可能な幅の廊下の確保により、誰もが使いやすいように配慮することをいう。 ・ 保険者（市町） 保険の運営主体のことを「保険者」と呼び、介護保険の場合、保険者は市町の長、又は、介護保険の広域行政事務を行う一部事務組合の管理者となる。

<p>マ 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる。 ・ モビリティ 「動きやすさ」、「移動性」、「可動性」、「流動性」などを指す外来語。交通分野においては、人が乗り物などを用いて移動することを指す。
<p>ヤ 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃債務保証制度 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯および解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度で、(財)高齢者住宅財団が当該世帯の家賃債務等を保証することにより、賃貸住宅の経営者には家賃の不払い時への心配がほとんど無くなり、安心して当該世帯を賃貸住宅に入居させることが可能となる。 ・ U I ターン 元々地方で生まれ育った人が、大都市で働き再び地方に戻るUターン、大都市で生まれ育った人が、地方の企業に転職し移住するIターンを合わせた言葉。大都市で働き、元の生まれ故郷ではない別の地方に転居するJターンを合わせて、U J I ターン、U I J ターンということもある。 ・ 誘導居住面積水準 国が住生活基本法に基づいて定めているもので、世帯人数に応じて豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。「一般型」と「都市居住型」があり、「一般型」は、単身者が 55 m²、2人以上の世帯で 25 m² × 世帯人数 + 25 m²。 ・ 有料老人ホーム 高齢者を対象として、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する利用料全額自己負担の施設。 ・ ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害等の有無に関わらず利用することができる施設・製品・情報の設計。 ・ 要介護・要支援認定者（要介護 1～5・要支援 1、2） 介護保険では、7段階の要介護度ごとに1か月に利用できるサービス費用に上限（支給限度額）を設けている。 ・ 養護老人ホーム 環境上の問題があり、かつ経済的に困窮し、居宅での生活が困難な65歳以上の方を入所対象とする施設。
<p>ラ 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイル 生活の様式。人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方、暮らし方のこ

と。

・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合。

・ 老人デイサービスセンター（一般）

在宅の要援護老人（「要支援」「要介護」に該当する者）を送迎用リフトバス等で来所させ、心身機能の維持・回復を図るための各種のサービスを提供する施設。

・ 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された法律。